

〈資料〉

公益法産業

石井 彰次郎

はじめに

公益法活動とは、(1)自発的部門における組織により企てられ、(2)主として訴訟といった法的手段の利用に関係し、(3)著しい外部的利益を——変化を齎らすことにおいて成功するならば——つくり出すものと定義しうる。また公益法活動に非常に類似する活動も、公・私両部門における組織により企てられる。此等の活動は、法的手段の利用に関係し、潜在的総利益に対し高率の潜在的外部的利益を、すなわち高い公益率をもつものである。公益法活動自身とともに、公益法活動への此等の緊密な代替は、公益法産業と呼ばれうる組織によってつくり出される。

自発的部門には、公益法産業の核心である公益法企業が含まれ、それは、税免除であり、財団資金やメンバーの寄付に依存する。そして専従の弁護士を雇い、目的遂行のために訴訟に集中する。公的部門における若干の法的サービス・バックアップ・センターは、——直接的な訴訟を通じて、あるいは法的サービスをする弁護士への支持を通じて——法律改正活動に従事する。私的部門では、公益法類似（外部性惹起）活動の支持のため、（主として私的法律作業で）かせいだ資金を用いる公・私益混合法律企業（mixed private and public interest law firms）がある。また公益（外部性）効果をもつ私的弁護士の公益のための（pro bono publico）活動もある。

J. F. Handler, B. Ginsberg, A. Snow の3人は、「公益法産業」(B. A. Weisbrod, ed., "Public Interest Law-An Economic and Institutional Analysis", 1978, pp. 42—79) という論文で、そのサイズ・構成および活動を記述してい

る。本稿は、この論文を要約・紹介するものである。

1. 公益法活動の歴史

(1) 初期の努力

少なくとも19世紀の終り頃までは、法的職業で普及していた見解は、——公益は、伝統的な対抗組織（料金と引換えに私的依頼人を代表する私的弁護士）を通じて最善に奉仕される——というものであった。すなわち、対抗する両サイドを代表するそれぞれの弁護士が、その能力の及ぶ限り努力することにより、正義と公益とは奉仕されるであろうと信じられたのであった。⁽¹⁾ 法的職業が19世紀の終り頃正式に組織された時に、職業的倫理規範は、法的サービスを必要とするも料金を支払えない貧困な人々に対して、彼等を代表することを弁護士としての職業上の責任の一部とすることを促がしている。この責任遂行の努力の大部分は、個人的でありまた未組織であったが、倫理コードの公布とともに、公益のための仕事（pro bono work）を組織しようとする努力がなされるようになった。かくて、無料あるいは低コストで法的サービスを与える法的扶助運動が、まずアメリカへのヨーロッパからの移民を容易にするために始められている。社会援護局は、政府後援の下、1900年代初期に開設されたが、資金・組織も貧弱で、そのスタッフについて、私的弁護士の公益のための貢献に頼ったのであった。

自発的部門における公益法活動の原型は、National Association for the Advancement of Colored People (NAACP) で、1909年に創設されている。そして最初からテスト・ケース（法律改正）訴訟に大いに依拠したのであった。⁽²⁾ 最初は、資力不足のため、いかなる持続的な訴訟戦略もなく、成功すれば多くの利益を約束するような臨時的な大事件に集中した。1930年に、American Fund for Public Service から10万ドルの贈与を受けてから局面は変化している。1939年に親組織の法的作業を処理するため NAACP Legal Defense and Education Fund, Inc. (NAACP Inc. Fund) が設立され、これは、反発的で特別な (ad hoc) 訴訟努力から、表明されたあらゆる人種差別に対する統一

的で凝集力のある法的攻撃への変更を完成させている。NAACP Inc. Fund は、それを生み出した組織ともはや関連をもたず独立し、そしてその最も有名な勝利は、Brown v. Board of Education of Topeka, Kansas 事件⁽³⁾における合衆国最高法廷における判決であった。もっとも、此の勝利に至るまでに、既に最高法廷での38もの事件で、34も勝利しており⁽⁴⁾、法的職業に対し多大の影響を及ぼしていたのであった。第一に、法律改正訴訟の明白な効力を例示した。第二に、最高法廷での勝利による巨大な威信と評判は、エリート法律学校からの法律家の補充を容易にした。

いま一つの初期の自発的部門の組織に、1920年に設立された American Civil Liberties Union がある。この組織の祖先は、1916年にまでさかのぼり、第一次世界大戦に参加しようとしたアメリカの流れに反対した American Union Against Militarism である。ACLU は、訴訟を主要戦略とせず、その有名なリーダー（その多くは奴隷廃止論者の間で先駆者に数えられた）による個人的影響力を最も効果的であると考え、ロビー運動・公開的抗議の公表を主要手段とした。しかしその後、第一次大戦後の政府による共産主義者への起訴のための、また左翼的外国人のための「スパイ行為・治安妨害」諸法の利用に対し、政府に反対の立場から訴訟戦略を展開するに至っている。そして大都市に支部の設立が行なわれた。ACLU は、多くの重要な市民的自由に関する事件に関係し、この問題に関心をもつ法律家の間では周知となったのである。

(1) M. J. Green, "The Other Government: The Unseen Power of Washington Lawyers", 1975, pp. 243-244; F. R. Marks et al., "The Lawyer, The Public, and Professional Responsibility", 1975, pp. 9-10; J. S. Auerbach, "Unequal Justice: Lawyers and Social Change in Modern America", 1976, p. 281.

(2) 例えば NAACP の訴訟の1つの結果として、合衆国最高法廷は、1915年に、人種の差別の投票制限を無効にしている。1917年に人種的差別をする居住条例を、1923年に刑事事件において黒人の陪審からの排除を無効にしている。

(3) 347 U. S. 483 (1954).

(4) "The Quiet Revolution (NAACP Legal Defense and Education Fund Inc., 1969) p. 6.

(2) 公的部門の活動

20世紀に入り、時の経過とともに政府は、法律改正活動にますます関係するようになり、自由放任政府への信念は衰え始めたのであった。そして、社会内のある利害の代表が欠如することは、時には体制内における代表上の重大な不均衡をまねくことが明らかとなった。かかる不均衡を修正しようとする初期の政府の努力に、事業の実行により害を受けたと申立てたグループの代表を増大するよりも、むしろ大事業の代表を減少しようとした反トラスト活動がある。T・ルーズベルト大統領のトラスト退治をもって始まり、それに刺激を与えそしてワシントンに多くの若い元気な弁護士を引き付けたのは、大不況とニューディールであった。この政府の反トラスト活動は、自発的部門の公益法組織に対し重要な二つの観念を樹立したのであった。第一にその諸活動は——初期の反トラストの法律家たちは、現代の公益法企業とは別の方向から不均衡の問題に取り組んだけれども——代表上の不均衡は修正されうるであろうという観念を樹立したのであった。第二に、公共に奉仕するために、一時的にもうかる私的な実践をやめるという私的弁護士の行動のモデルを樹立したのであった。⁽⁵⁾

50年代の終り・60年代初期に、市民権運動は、多くの公益的精神をもつ弁護士たちの想像力を奪い、また司法省内の市民権局(CRD)は、若くて有能な法律家の流入を経験したのであった。

60年代における「貧困への戦い」の間に、政府は、Office of Economic Opportunity(OEO)を設立した。このOEOのNeighborhood Legal Services Programは、NAACPやNAACP Inc. Fundの活動を手本とした最初の主要な努力であったといわれる。「貧困への戦い」は、法的サービス要素を含むべきであるとの信念は最初からあったが、法律改正を含むべきかどうかについては論争があった。そしてLegal Servicesにおける法律改正への支持者が究極的に勝利して、1967年の春までに、法律改正ということは、Legal Servicesにおける支配的な公式的イデオロギーとなったのであった。そして、法律改正要素の強化のために、Backup Centersが、Neighborhood Legal Services Programに対する情報交換所として設立され、各バックアップ・セ

ンターは、保健・雇用差別といった領域に焦点を定めた。かくて、貧者の健康問題に関して訴訟を提出しようとする **Legal Services** の弁護士は、健康上の情報や法的援助を専攻するバックアップ・センターに頼るのであった。大部分のバックアップ・センターは、情報交換所としてのみ行為するも、若干は、訴訟に関係した。大部分の **Legal Services** のケースは、離婚といった個人的サービスケースであるが、バックアップ・センターは、——自身、ケースを法廷に持出すにせよ、あるいは他の弁護士に情報や援助を与えるにせよ——テスト・ケースに集中した。

その他、**Model Cities Project** や、貧困な軍人のための **Department of Defense** プログラム等の公的部門プログラムもある。

1974年にOEO **Legal Services** は、**Legal Services Corporation** に、すなわち、その理事会のメンバーが大統領によって任命される公共企業体に改組されている。そして予算の増額や当局の方針の変更もあったが、**Neighborhood** 諸局の活動は同じままであり、またバックアップ・センター（現在、**Support Centers** と呼ばれている）も同じ機能の多くを継続している。この **Support Centers** は、作業分野プログラムの中の訴訟活動への支持に多大の関心をもち、もはや単なる調査や訓練に関係しない。

Legal Services プログラムは全体としての法的職業に、少なくとも二つの重要な影響をもった。一つは、法的扶助が為したよりも、より大きな程度で組織された私的弁護士業に関係した。というのは、OEOのガイド・ラインは、**Legal Services** に、既存の地方の法的扶助界とか、あるいは地方の弁護士プログラムを通じて活動することを要求したからである。またアメリカ法曹協会は、**Legal Services** の誕生・成長に深く係り合ったということもその理由である。第二に、OEOの弁護士は、自身を短期の法律家とみていた、すなわち、**Legal Services** の法律家は、自身をば、法律の私的実践から永久的に去るものと考えなかった。これは、公・私の実践間のより自由な交替を容易にし⁽⁶⁾た。

Legal Corp. は、法律改正に対する全く明白な私的な弁護士-承認モデル

(a highly visible, private bar-sanctioned model) を与えた。その成功は、法律改正作業の遂行を慫したが、しかし政府後援の下で遂行するのを望まなかった弁護士たちに刺激を与えたのであった。

(5) E. L. Brown, "Lawyers, Law Schools and the Public Service," 1948, pp. 59-60 ; J. S. Auerbach, *ibid.*, pp. 188-189.

(6) Marks et al., *ibid.*, p. 42.

(3) 自発的部門の活動

1960年代末・70年代初期にフォード財団といった大財団が、自発的な公益法企業への大規模な融資を開始し、これに伴う著しい成長とともに自発的部門は、法律改正作業の重要な擁護者となったのである。ネーダー (R. Nader) は、1965年の "Unsafe At Any Speed" の公刊、Corvair 自動車の告発等により一般に知られるようになった。彼の前提は、代表されない消費者が——もしもより真実の情報を利用しうるならば、またその集団的意志を遂行しうる強力な組織を形成しうるならば——自身を擁護しうるであろうということであった。彼は訴訟手段に加えるに、情報供給といった非法律手段の利用にも関係した。

「公益法組織への支持の一主要源⁽⁷⁾」となることのフォード財団の決定をもって始まり、フォード以外に約30の財団——Carnegie Corporation, Field Foundation, Rockefeller Brothers Fund, Edna McConnell Clark Foundation 等——も資金の供給をなし、かくて公益法企業の成長は、1970年に始まっている。フォード財団は、資金供給の面で、またその対象とした組織の数の点でリーダーであったといわれる。

(7) G. Harrison and S. M. Jaffe, "The Public Interest Law Firm: New Voices for New Constituencies," 1973, p. 5.

(4) 私的部門の活動

私的弁護士による公益のための作業は、前世紀に始まっているが、組織的基

礎の上の法律改正作業の遂行は、1960年代末であった。彼等による法律改正作業への刺激は、既組織の種々の公的・自発的部門のグループからのみならず、多くの私的弁護士組織からもやって来た。

1963年に形成された Lawyers' Committee for Civil Rights Under Law (LCCRUL) は、私的大企業のメンバーを募って、市民権作業の遂行のためにミシシッピに派遣している。1963年に同じく設立された Law Students Civil Rights Research Council も、南部で作業するために学生ボランティアを派遣しており、その成否は別として、このボランティアは、少なくとも自分等が通学した法律学校における学生行動主義 (student activism) を普及させるのを助けたといわれている。1964年設立の Lawyers' Constitutional Defense Committee は、市民権作業という目的で南部に弁護士を派遣するために組織されている。

公的・自発的部門の法律改正活動や私的部門の活動家部分の影響は、多くの法企業が、——優秀な法律学校の卒業生は、もしも伝統的企業が魅力的な公益のためのプログラムを提示しなければ、Legal Services の方に雇用を求めらるであろうと——信じた1960年代末に、伝統的な私的弁護士業において現われ始めている。⁽⁸⁾ その結果、多くの私的法律企業において、より公式化された公益のための構造が齎されたのであった。とくに4つの組織的型の発達・洗練がみられた。(1)企業の永続的特長である公益のためあるいは公益部門、(2)公益調整者プログラム——これにおいて、パートナーや委員は、企業内の個人により遂行された仕事との接触も保つ、(3)交替的な、あるいは半永続的な基礎の上で割り当てられた職員をもって、企業により維持される支局、(4)法律サービスプログラム、法律学校相談室プログラム、擁護局 (defender office) 等への企業の参加。⁽⁹⁾ 要するに、私的部門において、公益法と公益のための活動とを等しいものとしようとの傾向があったことがノートされるべきである。活動により惹起される外部性ということに依拠する公益法についての定義は、公益のための活動を包含する。1973年に、アメリカ法曹協会は、公益のための活動についての伝統的定義よりも遙かにより幅広い公益法の定義を公表している。⁽¹⁰⁾

アメリカ法曹協会の公益法活動への組織的支持は、その目的が、「公益のための作業を処理せんと、私的企業において新たに台頭してきた公式化された努力について、法曹の私的部門に、情報を蒐集し、編集し、そして配布すること⁽¹¹⁾」であった一つのプロジェクトをもって、1971年に始まっている。このプロジェクトは、1973年に、「公益法の領域、またそれを実行する弁護士の数拡大することという挑戦⁽¹²⁾」にゆだねられて、Special Committee on Public Interest Practice の中に拡大されている。公益法についてのアメリカ法曹協会の新たな定義を準備したのは、この委員会であった。1975年のアメリカ法曹協会の会合で、代表者室は、公益法を促進すべき職業上の責任を承認したこの Special Committee のレポートを採用している。

アメリカ法曹協会のその他の活動に、Young Lawyers Section 発行の Prison Law Reporter とか、ワシントンD・Cにおける Food Research Office の後援がある。実験的プロジェクトである Boston Lawyers for Housing もまたアメリカ法曹協会により融資されている。地方の若干の法曹協会、例えばミネソタの Hennepin County のそれは、法的権利や法的助言相談室を後援した。彼等の活動は、規則的基礎の上に利用しうるサービスをもつ周知のプログラムから、公的擁護者プログラム、法律援護局、法律学校相談室プログラムをもって作業するものにまで及んでいる。また法曹協会への地方の代替とか、あるいは弁護士会もあり、此等は、伝統的な法曹協会の応答に満足しない弁護士から成っている。此等の中で最も古くまた活動的なものに、1969年に設立されたシカゴ弁護士会がある。これは、弁護士に委託されたサービスを行ない、判事のパフォーマンスを評価し、司法上任命された人の資格を評価し、そして地方・州および国家的問題に関する見解を表示する。

(8) R. J. Simon, "Have There Been Significant Changes in the Career Aspirations and Occupational Choices of Law School Graduates in the 1960s?", *Law and Society Review*, VIII (Fall 1973), pp. 95-108. See also the *Wall St. Journal*, Sept. 26, 1968 and May 29, 1972.

(9) Note on "Structuring the Public Service Efforts of Private Law Firms", Harvard

Law Review, LXXXIV (1970-71), pp. 410-423; M. S. Tucker, "The Private Lawyer and the Public Responsibility: The Profession's Armageddon", Nebraska Law Review, LI (1971-72), pp. 367-391.

- (10) M. S. Tucker, "Pro Bono ABA?" in R. Nader and M. J. Green, ed., "Verdicts on Lawyers", 1976.

公益のためのについてのアメリカ法曹協会の定義は、「(1)貧困法……(2)市民権法……(3)公権法……(4)慈善組織代表……(5)司法の管理……といった諸領域の中の1つあるいはそれ以上に属するところの、無料または大巾に引下げられた料金で供給される法的サービス」(pp. 30-31)である。

- (11) American Bar Association, Pro Bono Report, July 1, 1971.

- (12) American Bar Association, Pro Bono Report, December 1973.

2. 公益法産業の描写

公益法産業の核心は、公益法企業と呼ばれる組織であり、これは以下の3つの特質をもって定義づけられる。(1)自発的部門の一部であり、(2)訴訟という法的手段を主に用い、(3)変革の遂行において成功すれば、著しい外部的利益要素を、あるいは高い公益率をもつところの行為に主として関係する。

公益法産業は、自発的部門の一部ではないが高度の公益率をもって法律指向活動に従事するその他の組織をも含んでいる。此等の組織の活動の一部は、私利利潤目当ての企業によってか、公的部門における機関による公益法活動に類似するものである。私的部門において、利潤目当てで私的依頼人に法的サービスを提供し、そのもうけを公益法型の法的活動への融資に用いる自称公益法企業は、混合企業 (mixed firm) と呼ばれる。公的部門においては、公益法類似の活動にその資力の大半を捧げる Legal Services Backup Centers が最も顕著である。

以下、此等について述べるが、使用データは、次の4つである。(1) National Inventory of Public Interest Law——ワシントンD・Cの公益法会議による公益組織と混合企業についての1975—76年の調査から構成された。(2) Handler 等による Survey of Lawyers ——弁護士についての任意の全国的サンプルから、1973年末・74年初期の間のマヂソン地区におけるウイスコンシン大学の Institute for Research on Poverty により遂行された調査にまで至る応答を含んでいる。(3)1972—75年に至る各年の組織の諸活動をリストした

ところの、調査プロジェクトのために諸組織により提出された訴訟事件一覧表(docket sheets)。(4)1974年末と75年の間、調査プロジェクトのメンバーにより遂行された諸組織とのインタビュー。

(1) 公益法企業—公益法産業の核心

前述の使用データ源の(1)によると、1976年の始めに、活動中の72の企業がリストされている。その明細目録への包含の基準は以下である。組織は少なくとも一人の俸給を受領する弁護士をもち、少なくともその努力の30%を法的作業に捧げ、更に、法律改正あるいは衝撃(impact)訴訟に従事しなければならない。この基準に合格した組織が、公益法企業と見做されたのである。データ源

弁護士および非弁護士専門家の地位の数による公益法企業の配分					
弁護士の地位の数	応答者の数	合計の%	非弁護士の地位の数	応答者の数	合計の%
0	—	—	0	16	22
1	10	14	1	16	22
2	12	17	2	8	11
3	8	11	3	8	11
4	9	13	4	5	7
5	5	7	5	7	10
6	5	7	6	1	1
7	5	7	7	4	6
8	4	6	8	—	—
9	—	—	9	—	—
10	2	3	10	—	—
11—20	8	11	11—20	5	7
21—30	1	1	21—30	—	—
31—40	3	4	31—40	1	1
40以上	—	—	40以上	1	1
合計	72	100a		72	100a
弁護士の地位の合計 平均		478 7	非弁護士の地位の合計 平均		384 5

(a欄は誤差をちょうどにするために合計に合わない)

の(2)による調査は、47の公益法企業を認めており、その中の14は、前述の72の中に含まれていない。従って両者を一緒にすると、1976年の始めに86の活動中の組織を確認しうるのである。

次にデータ源(1)による72の公益法企業は、合計478人の弁護士を、平均一企業当たり約7人を雇用するか、あるいは欠員ではあるが俸給を受領する地位をもった。前表は、弁護士の地位の数による公益法企業の配分を示している。単一の企業にとりその最高の数は35である。前述の14の追加企業が、7人の弁護士を雇用するとしたら、86の公益法企業における弁護士の地位は、576となる。表における非弁護士の専門職とは、管理人・研究員・書記・ロビー運動家等である。表の中の78%の企業は、少なくとも一人の非弁護士の専門家を雇用するか、あるいは欠員ではあるが受給の地位をもった。22%は0であり、33%は、1あるいは2のみをもったことが判る。全体としてのこの地位の数は384であり、一企業当たり5を少々こえた。14の追加企業を加えて86とすると、この地位は、454ということになる。もっとも、一組織は、例外的に高い120もの地位をもったとリポートされており、これを除くと、平均数は4以下となり、合計は440となる。

次に収入に関して、データ源(1)の企業の中の71社について、1972年—75財政年の間の合計収入(千ドル単位)による企業の配分が次表によって示される。75財政年におけるトップの8企業(サンプル中の11%)は、2,060万ドルの合計収入——あらゆる企業の全収入の60%——を、企業当たり平均260万ドルをもった。残余の63企業は、平均収入21万7千ドルであった。確認されている86の公益法企業の中、15の企業の収入データが欠けているが、仮りにそれを平均的企業として加えると、1975財政年における86の公益法企業の総収入は、4,150万ドルになる。またサンプル中のより低い収入の89%の企業に似ているとすると、総収入は、3,750万ドルになる。またこの期間におけるかかる収入源として、財団補助金、メンバー会費、寄付金・贈与、連邦資金、州・地方資金、法廷支給手数料およびその他を挙げうる。財団補助金は、72財政年に、公益法企業的全収入の中の42%から、73年に44%、74年に45%、75年に42%に及んでいる。これに

(千ドル単位)

合計収入	公益法企業の数			
	75財政年	74財政年	73財政年	72財政年
\$ 9 および以下	2	5	1	1
10—24	1	2	3	—
25—39	7	3	3	3
40—54	4	5	—	2
55—74	3	4	5	4
75—99	4	3	5	3
100—149	7	12	9	6
150—199	8	7	4	1
200—249	7	6	2	4
250—299	7	2	4	3
300—399	3	5	3	1
400—499	4	1	1	2
500—599	2	3	1	2
600—699	2	—	—	—
700—799	—	2	1	1
800—899	—	1	3	1
900—999	2	1	—	—
1000 および以上	8	6	7	6
企業数	71	68	52	40
合計収入	34,278	28,123	25,254	20,542
平均収入	483	414	486	514

次ぐ大きな収入源は、22%~26%に及ぶ寄付金・贈与であり、更に第三に、全収入の19%~21%を占めるメンバー会費がある。残余の源は一緒として、各年の資金の約13%を説明している。

ところで公益法企業の収入の全部が、公益法活動のために捧げられるということは滅多にない。訴訟指向的手段の利用に関係する活動に排他的に従事する企業は全く少なく、いま5つのカテゴリー——(1)法的作業(法廷訴訟, 交渉, 行政機関のルール形成, 裁定, 監視), (2)立法的作業(ロビー運動, 立証, 調査, モデル立法の起草), (3)その他の調査(情報普及), (4)内部管理(資金調達, 社内活動), (5)その他——において、1975年に72の企業が捧げた努力(時間)の%の測定から、2つの企業のみが法的作業にその努力の100%を費していることが判る。その

努力の95%を法的作業に向けた一企業があり、37の企業、全体の51%が、その努力の60%あるいはそれ以上を法的作業に費しているのである。立法的作業にその努力のほぼ65%を捧げている1社があり、情報探究活動にはほぼ65%を捧げている別の1社もある。平均的企業は、法的作業にその時間の60%を、立法的作業に10%、その他の調査に14%を費している。

活 動	努 力 の %											平 均
	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	
法的作業	—	—	—	10	11	14	7	11	14	3	2	60%
立法的作業	18	23	16	9	2	2	1	1	—	—	—	10%
その他の調査	16	11	23	14	1	4	1	2	—	—	—	14%
内部管理	10	24	21	7	9	—	1	—	—	—	—	12%
そ の 他	51	9	4	5	1	1	1	—	—	—	—	4%

法的作業に費されたその収入の%の測定として、法的作業に捧げられたその努力の%についての各企業の測定を利用すると、各企業の公益法予算の測定を引出しうる、此等の企業のあらゆる法的活動は公益活動であるかどうかをまず考慮すべきであるが、そうであると仮定すると、公益法予算は、公益法産業の核心である企業の公益法活動の生産に捧げられた貨幣額の測定と解釈される。次表は、1975財政年の公益法予算と、総収入とによる企業の配分を示している。

総収入は、7,010ドルから472万ドルに、公益法予算は、2,103ドルから229万6千ドルに及んでおり、36の企業(51%)が、20万ドル以下の総収入を、また35の企業(49%)が、10万ドル以下の公益法予算をもった。企業の平均的公益法予算は、—48万3千ドルの平均的合計収入に比して—30万2千ドルである。収入面におけるトップの8企業(11%)の合計は、すべての企業の総収入の62%を説明し、公益法予算面でのトップの8企業の合計は、同様に60%を説明している。もしも予算データを欠いた15の企業のすべてが、表の71の企業の平均に類似しているならば、86という全企業の1975財政年の測定された公益法予算は、合計約2,600万ドルとなる。また仮りに此の15の追加企業が、表

(千ドル単位)

総収入、公益法予算	総収入による配分	公益法予算による配分
\$ 9 および以下	2	3
10-24	1	11
25-39	7	4
40-54	4	2
55-74	3	8
75-99	4	7
100-149	7	8
150-199	8	7
200-249	7	3
250-299	7	1
300-399	3	6
400-499	4	—
500-599	2	3
600-699	2	1
700-799	—	—
800-899	—	—
900-999	2	1
1000-9999	8	6
企 業 数	71	71
合 計 収 入	34,278	21,420
平 均 収 入	483	302

中のより低い89%の企業に似ているとすると、測定される総公益法予算は、2,350万ドルである。

次に、71の公益法企業の、1975年における異なった問題領域に捧げられたその努力の%による配分をみると、31%、すなわち22の企業は、一領域に排他的に——市民的自由に6、環境保護に5、媒体改革(media reform)に4、消費者保護・雇用・教育・福祉利益・家屋に各1、その他2——集中している。殆んど半分の企業(35社あるいは49%)は、単一の領域に、その努力の70%あるいはそれ以上を集中した。その他の活動領域には、「一般的な反差別」とか「政府の責任」がある。平均的企業がその努力の大部分を集中した領域は、市民的自由・環境保護・消費者保護・雇用といった領域である。

1975年における公益法企業の意図した標的受益者グループによる企業の配分を見ると、応答せる72の企業の中、25の企業(35%)の活動の意図せる受益者として単一のグループ——貧者一般・婦人・囚人・子供・スペイン系の人々・精神障害者・土着アメリカ人・人種的少数派・高齢者・その他——が指摘され、また14の企業(19%)は、受益者として、いかなる特殊なグループではなくて、一般的人口を意図している。単独の受益者グループとして最も一般的なものは、婦人と貧者で、それぞれ5企業がその活動を排他的に集中した。平均して、公益法企業の努力の34%は、一般的人口に利益を与えることを意図し、15%は貧者に、10%は婦人に、そして残りの41%は、その他のグループ間に配分されている。

公益法企業は、明らかに同質的(homogeneous)グループではなく、また運営、資金調達、そして非法律手段の利用における変化(variations)において反映される構造上の差異もある。公益法企業の多数は、形式上、独立の自己充足的法企業であるが、若干は、親組織と提携していたり、また中央事務所や参加する弁護士網——私的法企業と提携するも、必要とされる時には公益法企業のために訴訟に参加する弁護士——をもっている。独立、提携、参加という此等の組織的構造は、公益法企業間において——資金調達や指導に対し親組織に頼る提携企業とか、財政的支持を求めて財団の補助金や指導に対し自身のイニシアチブに著しく頼る独立企業といった——ある差異を連想させるのである。次表は、異なった組織的構造をもつ公益法企業のサンプルがその活動上異なった手段を用いたところの相対的頻度を示している。表は、此の調査プロジェクトのため提出されたところの、また企業が引受けた行為・訴訟をリストせるところの、24の公益法企業の事件一覧表に含まれたデータから構成された。

表から判る通り、あらゆる行為の74%は訴訟の利用に、86%は、訴訟、行政的苦情・請願、交渉といった法的手段の利用に関係している。そして提携企業の行為は、他の二つの型の企業行為よりも、より頻繁に法的手段の利用に関係しており、参加型・提携型の両企業の行為は、独立型の企業の行為よりも、より頻繁に訴訟の利用に関係している。逆に独立型の企業は、訴訟以外の法的活

公益法企業のタイプによる種々の手段を利用せる行為のパーセント					
手 段	企 業 の 型			合 計 (N=24)	
	参 加 (N=3) ^a	提 携 (N=5)	独 立 (N=16)		
訴 訟	85	81	54	74	
行 政 的 苦 情	b	b	3	1	
行 政 的 請 願	2	15	16	8	
交 渉	1	0	7	3	
(法 的 手 段 小 計)	88	96	80	86	
調 査、リポ ー ト、そ の 他 の 情 報 活 動	12	4	20	14	
合 計	100	100	100	100	

a=N は企業の数, b=正数だが0.5%以下。(出所=公益法企業事件一覧表, 1972—75のサンプル)

動や、調査・レポート・その他の情報活動により頻繁に関係している。

此等の3つの組織型の企業の大部分にとり、依頼人グループは幾分類似の傾向にあった。1974年末に行なわれた19の公益法企業のサンプルとのインタビューによると、各型の企業がその依頼人を獲得する方法について以下の概括が示される。三つの型のすべては、——単一の問題領域に捧げられる大公益組織を含めて——規則的依頼人にある程度頼る傾向にある。提携企業は、しばしばその親組織を代表する——親組織は、滅多に訴訟作業のすべてを与えないけれども。参加企業は、中央事務所に事件を供給するために、地方支部に頼り、また時には評判を獲得して依頼人グループを引き付けるため情報活動に従事する。独立企業は、時折、企業自身が依頼人として行為して自身の訴訟を惹起するし、また全国的なあるいは地方の公益組織を代表する。

- (13) The American Civil Liberties Union of New York は、非弁護士専門家に対し120もの地位をレポートしている。

(2) 混合企業—公益法産業における私企業

経済の私的な利潤目当ての部門における若干の企業は、その資源の多くを公益法型の活動に、すなわち法的手段を用いそして高い公益率をもつ活動に捧げ

る。此等の企業は、事実上、企業の公益法類似活動に融資する料金支払い依頼人をもつ利潤指向経営であり、混合企業と呼ばれる。要するに、私的部門の一部であるが、更に公益法産業の一部でもあるのである。

公益法会議は、利潤目当ての企業において、その法的実践の何%が商業的実践に、あるいは通常の私益の依頼人に捧げられ、また何%が非商業的実践に捧げられたのかを調べている。その際、その法的実践の少なくとも25%を非商業的問題領域に捧げた企業が選ばれ、57の企業が適格であった⁽¹⁴⁾。この中の2企業は、その非商業的実践のすべてをサービス・ケースに、すなわち専ら「個人的訴訟関係人」にのみ関するケースに捧げて、少しも「法律改正」や、「階級的行為の“衝撃”ケース」(class action 'impact' cases)に、すなわち幅広い階級やグループの利害に関するケースに捧げていないことがリポートされている。サービス・ケースは公益率が低いので、この2企業は混合企業のサンプルから除かれる。データ源の(2)による調査によると22の混合企業が確認され、その中の11は、前述の55の企業の中に含まれ、かくて公益法産業内の混合企業の数は、約66位と測定される。

以下(1)―(8)までの表は、公益法会議の目録における55の企業のサンプルに関するデータから構成されている。

(1)表

(1)表は、企業が設立された年を示しており、約半分は1972年に先だって経営を始めている。此の55の企業は、1から8に及ぶ地位の数を、平均して丁度4以下をもって、214人の弁護士を雇用あるいは、彼等への欠員せる地位をもった。66の混合企業とすると、合計258人の弁護士ということになる。

(2)表は、平均的企業にとり、その実践の36%は規則的な商業上の依頼人から形成され、64%は非商業的な公益およびサービス・ケースから成り立った。55の企業の中の33(60%)は、そ

55の混合企業の設立年		
年	企業の数	合計の%
1966	2	4
1967	—	—
1968	2	4
1969	5	9
1970	8	14
1971	9	16
1972	7	13
1973	9	16
1974	11	20
1975	2	4
合 計	55	100

(2)表

種々の領域に捧げられた全実践の%による混合企業の配分 1975 (55企業)						
	実践の%					
	0	1-39	40-69	70-99	100	平均
商業的実践	3	20	26	6	—	36
非商業的実践						
雇用	15	26	10	4	—	21
環境保護	30	18	6	1	—	12
市民的自由	18	36	1	—	—	8
消費者保護	28	25	1	1	—	6
家屋	32	22	1	—	—	3
教育	38	17	—	—	—	2
保健	44	11	—	—	—	2
投票	41	14	—	—	—	1
媒体改革	50	4	1	—	—	1
福祉利益	46	9	—	—	—	1
職業上の健康・安全	52	3	—	—	—	a
その他	34	19	2	—	—	5

a=正数だが0.5%以下

(3)表

手数料あるいはコストを支払う非商業依頼人の%による混合企業の配分 1975 (52企業)						
支払の型	非商業依頼人の%					
	0	1-39	40-69	70-99	100	平均
支払手数料	8	22	8	11	3	39
コストのみ弁償	14	27	8	2	1	22
支払なし	11	23	5	13	—	34
その他	46	2	1	2	—	5

の実践の少なくとも60%を非商業的依頼人に捧げた。3企業は、少しも商業上の実践をもたなかったことがリポートされている。

(3)表において、3企業は、彼等のあらゆる非商業依頼人から手数料を徴収し、また1企業は、あらゆるその依頼人によってそのコストを弁償させていることが判る。平均的企業にて、非商業的依頼人の34%は少しも支払わなかった

(4)表

混合企業にとっての源泉別総収入の平均%、1972-74財政年			
収 入 源	総 収 入 の %		
	1 9 7 4 (N=52) a	1 9 7 3 (N=36)	1 9 7 2 (N=31)
商業依頼人からの手数料	49 (0-98) b	51 (0-98)	56 (0-100)
商業的ケースにおける法廷一 裁定・承認の手数料	5 (0-70)	4 (0-70)	2 (0-30)
非商業依頼人からの手数料	24 (0-85)	27 (0-95)	26 (0-100)
非商業的ケースにおける法 廷一裁定・承認の手数料	13 (0-80)	11 (0-100)	6 (0-75)
政府契約あるいは贈与	4 (0-40)	4 (0-35)	5 (0-40)
そ の 他	5 (0-59)	4 (0-60)	5 (0-60)

a=N は応答者の数, b=カッコ内の数字は応答の範囲を示している。

(5)表

ケースの型に捧げられた非商業実践の%による混合企業の配分、55企業						
ケ ー ス の 型	0	1-39	40-69	70-99	100	平 均
法律改正・衝撃ケース	—	11	19	24	1	61
サービス・ケース	2	24	21	8	—	37
そ の 他	53	2	—	—	—	1

が、しかしいかなる企業においても、すべての非商業的依頼人が少しも支払わないということとはなかった。

(4)表において、1974年に平均的企業は、その収入の54%を、商業的依頼人また商業的ケースからかせいたことが判る。1企業は、その1974年の収入の99%が、その非商業的実践からであることをレポートした。その他のあらゆる企業にとり%額は、85あるいはそれ以下で、2企業にとり0という最低に至るまであった。17の企業(31%)は、財団とか、また——非商業的ケースに融資するところの——その他の慈善組織から、資金を受理した。

(5)表は、法律改正とか、——公益法型であるように思える——衝撃ケース

(6)表

総実践の中、法律改正あるいは“衝撃”ケースに捧げられた%による混合企業の配分 1975		
努力の%	企業の数	合計の%
0	—	—
1—9	6	11
10—19	3	5
20—29	14	26
30—39	8	15
40—49	9	16
50—59	4	7
60—69	1	2
70—79	4	7
80—89	2	4
90—99	4	7
100	—	—
合計	55	100

(平均：40%)

(7)表

種々の領域に捧げられた非商業実践の%による混合企業の配分 1975 (55企業)						
領域	非商業実践の%					
	0	1—39	40—69	70—99	100	平均
雇用	15	22	9	9	—	30
環境保護	30	12	9	2	2	18
市民的自由	18	32	5	—	—	14
消費者保護	28	23	2	1	1	10
家屋	32	22	1	—	—	5
保健	44	9	1	1	—	4
媒体改革	50	3	—	1	1	3
教育	38	17	—	—	—	3
投票	41	14	—	—	—	2
福祉利益	46	9	—	—	—	2
職業上の健康・安全	52	3	—	—	—	1
その他	34	18	3	—	—	8

(8)表

種々のグループに利益を与えるように計画された非商業的実践の%による混合企業の配分 1975 (55企業)						
受益グループ	非商業的実践の%					
	0	1-39	40-69	70-99	100	平均
一般的人口	21	10	12	10	2	32
黒人	18	27	4	5	1	21
婦人	22	26	5	1	1	16
貧者一般	33	19	2	1	—	9
精神障害者	44	8	1	1	1	6
囚人	33	19	1	—	—	5
スペイン系の人々	44	11	—	—	—	2
子供	46	9	—	—	—	2
高齢者	48	7	—	—	—	2
土着アメリカ人	52	3	—	—	—	1
その他の人種の少数派	50	4	1	—	—	2
その他	47	6	2	—	—	3

に、また著しい外部的影響をもつようには思えないサービス・ケースに捧げられた非商業的実践の%によって混合企業を配分している。1企業は、その非商業的実践のすべてを、公益法型のケースに捧げた。また1企業は、かかるケースに5%という僅かばかりを捧げている。

法律改正や衝撃ケースに捧げられた1企業の非商業的実践の%に、非商業的依頼人に捧げられたその総実践の%を乗じることにより、公益法型の活動に捧げられる各企業の総実践の%を測定しうる。(6)表にそれが示されており、2企業は、公益法型のケースに、その実践の僅か4%のみを捧げているに過ぎず、また1企業は、かかるケースにその実践の95%を捧げている。平均的企業にとり、%は40であった。

(7)表から、僅か4つの混合企業(7%)が、一つの問題領域にその非商業的実践を集中しており、——31%が単一領域にその努力を集中した公益法企業のサンプルと比較して——対照的である。平均的企業にとり問題領域間へのその非商業的実践の配分は、平均的公益法企業のそれに類似している。

(8)表から、混合企業の非商業的実践の標的受益者グループに関して、公益法企業と類似の結果がみられる。混合企業と公益法企業とは、平均して、同一の標的グループの多くに利益を支える傾向にある。しかし公益法企業の方が、より一層、単一のグループにその努力を集中する傾向をもつことが判る。

(14) 同会議は、法実践目録の中への含入に対し代替的基準をも採用している。それによると企業実践の50%が非商業的問題領域に捧げられることを要求し、かくて44の混合企業が挙げられている。

(3) 公益法産業におけるその他の私的部門の生産者

混合企業を別として、外部的利益を惹起する法的作業に従事するところの私的部門のその他の組織として、法曹協会のメンバーからの料金支払とかまた弁護士に寄贈された時間というものにより営まれる法曹協会法律企業とか弁護士会 (lawyers' councils) がある。

2つの法曹協会法律企業は、主として財団の寄付により融資され、事実上、税免除組織であって、前述の86の自発的部門の公益法企業の中に含まれている。その他、大いに公益法類似作業に従事するのではない10の法曹協会企業と弁護士会とがある。彼等の法的作業の大部分は、私的利益のサービス・ケースから成立つが、しかしその法的総努力の中の若干は、恐らく、第三者に利益を与えまたそれ故に私的部門の混合企業の作業に類似している種類のものである。

私的部門の法企業や単独の法律代理人は、公益のための作業を、すなわち、前述の10の法曹協会や弁護士会の法的作業に類似する作業を実行する。引下げられた手数料か、あるいは無料で依頼人のために遂行されるこの作業の大部分は、個人的・私的な利益のために行なわれるサービス・ケース作業であるが、しかし若干は、外部的受益者をもつように思える法律改正作業である。データ源の(2)は、私的実践における法律代理人により遂行された公益のための作業の性質を調査し、そして私的実践の小%のみが公益のための作業であり、また公益のための作業の小%が公益法活動に類似していることを見出している。

次表(1)は、調査に応じた弁護士を、公益のための作業に捧げられた彼等の勘定書に記入しうる時間 (billable hours) の%による配分を示している。彼等の30%は、その勘定書に記入しうる時間——その規則的な作業時間——の少しも、公益のためのケースに捧げなかったということをしてレポートしている。

すべての弁護士にとっての平均は、6%である。ある公益のための作業は、勘定書に記入しえない時間の中に遂行されており、また調査への応答者中62%は、かかる公益のための作業を遂行していることをレポートしている——90%が、週当たり2時間だけであったけれども。すべての弁護士にとっての平均は、公益のための作業に捧げられたところの、年当たり27の勘定書に記入しえない時間(週当たり約30分)であった。以上のデータに基づいて、私的実践における弁護士は、その仕事の7%以下を公益のためのケースに捧げていると測定される⁽¹³⁾。

(2)・(3)表は、種々の型の依頼人の%を示す応答を示しており、平均してすべての応答中の88%は、個人あるいは伝統的なコミュニティー組織——教会・クラブ・大学・組合等——のいずれかを、公益のための作業に捧げられた彼等の勘定書に記入しうる時間の間の依頼人として包含した。また勘定書に記入しえない時間の間、あらゆる応答の85%も、此等二つのカテゴリーを示している。

此等の依頼人に対して為された作業は、著しい外部的利益を惹起するようには思えず、かくて恐らく公益型の作業ではない。対照的に、法的扶助や擁護者プログラムにおいて遂行された仕事は、ある法律改正の法的作業に関係するかもしれない、また環境・消費者・近隣・人種グループといった問題指向組織に対し為された仕事のすべてではないけれども多くは、外部的利益をもつように思える。勘定書に記入しうる時間に遂行された公益のための作業にとり、大都市企業の弁護士からの応答の28%は、此等二つのカテゴリーの依頼人をリストしているが、すべての弁護士の応募の僅か12%のみが、かかる依頼人をリストしているに過ぎない。勘定書に記入しえない時間に遂行された公益のための作業にとり、相応する頻度は、26%と15%である。

問題指向組織あるいは法的扶助・擁護者プログラムが公益のための作業にお

(1)表

毎年、公益のための作業に捧げられた勘定書に記入しうる時間の%による私的実践における弁護士への配分				
時間の%	応答者の%			
	大都市企業における 弁護士 (N=71) ^a	その他の企業における 弁護士 (N=539)	単独実践における 弁護士 (N=270)	すべての 弁護士 (N=880)
0	32	33	25	30
1 - 5	41	38	20	32
6 - 10	18	16	22	18
10 以上	10	13	33	19
合計 ^b	100	100	100	100
平均				6

a=Nは応答者の数、b欄は誤差をちょうどにするために合計に合わない。

(2)表

勘定書に記入しうる時間の間の私的実践の公益のための作業における依頼人の型				
依頼人の型	前表と同じ (N=79) ^a	前表と同じ (N=640)	前表と同じ (N=340)	前表と同じ (N=1059)
個人	51	74	75	73
伝統的なコミュニティー組織	22	14	16	15
問題指向組織	22	7	7	8
法的扶助と擁護者プログラム	6	5	2	4
合計 ^b	100	100	100	100

a=Nは応答者の数、各弁護士は2つの応答を許された。b欄は前表と同じ。

(3)表

勘定書に記入しえない時間の間の私的実践の公益のための作業における依頼人の型				
依頼人の型	前表と同じ (N=62) ^a	前表と同じ (N=674)	前表と同じ (N=295)	前表と同じ (N=1031)
個人	37	16	16	18
伝統的なコミュニティ組織	37	69	69	67
問題指向組織	21	11	10	11
法的扶助と擁護者プログラム	5	4	5	4
合計	100	100	100	100

a=N は回答者の数、各弁護士は、3つの応答を許された。

ける依頼人として言及されたところの頻度を、代用として利用することによって、公益法型であるすべての公益のための作業の%額を大雑把に概算することができる。公益のために捧げられた勘定書に記入しうる時間の%と勘定書に記入しえない時間数から、私的実践における弁護士の作業の1%以下が、外部性一惹起の法的作業あるいは公益法への私的部門の代替であると測定しうる。

(15) 平均的弁護士にとり、1年50週、1週40時間作業と仮定すると、勘定書に記入しうる合計時間は、年当たり2千である。その中、公益のために捧げられる6%は、年当たり120時間である。それに、勘定書に記入しえない公益のための作業の27時間を加えると147時間となる。それを、2,027時間で割ると、総作業時間の7%が公益のための活動に費されたことになる。

(16) 勘定書に記入しうる時間にとり、その時間の6%の中の12%(8+4)は、公益法類似活動に捧げられた勘定書に記入しうる時間の0.7%を齎らす。27の勘定書に記入しえない時間の中の15%(11+4)は、かかる時間の間の公益法類似行為に捧げられる年当たり4時間を齎らす。前註で述べた方法を用いて、2千の中の0.7%は14であり、それに4を加えると18となり、それは、2,027の0.9%である。

(4) 法的サービス・バックアップ・センター

——公益法産業における公的部門組織

1974年に Legal Services Corporation が、Office of Economic Opportunity (OEO) の継承者として設立されている。今日 Support Centers と呼ばれている法的サービス・バックアップ・センター (Legal Services Backup Centers)

やまた OEO の下に設立された Neighborhood Legal Services 局は、1974年以前と全く同じ形態で維持された。

法的サービス・ケースの大半は、少しもあるいは全然公益的要因をもたない個人的サービス・ケースであるが、しかしバックアップ・センターの作業は、大いに公益法型であり、著しい外部的影響をもつ訴訟指向的活動である。1975年に、24の法的サービス・バックアップ・センターがあり、その中の14は少なくともその努力（時間）の30%を法的作業に捧げた、そして前述の72の公益法企業とともに、使用データ源の(1)の National Inventory の中に含まれた。Inventory から14のバックアップ・センターを分離し、そして表(1)～(8)において、彼等についてレポートすると、此の14の中10は、1968年と1970年の間に設立されている。公益法企業に類似して、スタッフに、弁護士よりも、より少ない数の非弁護士専門家をもつ傾向をもち、1975年に14のセンターは、104の弁護士と51の非弁護士専門家の地位をもった。

1975財政年に14のセンターの合計収入は522万3千ドルで、1センター当り

(1)表

14の法的サービス・バックアップ・センターの設立年		
年	バックアップ・センターの数	合計の%
1965年以前	1	7
1965	1	7
1966	—	—
1967	—	—
1968	3	21
1969	4	29
1970	3	21
1971	1	7
1972	1	7
1973	—	—
1974	—	—
1975	—	—
合計	14	100 ^a

^a 欄は誤差をちょうどにするために合計に合わない。

(2)表

弁護士および非弁護士専門家への地位の数による法的サービス・バックアップ・センターの配分					
弁護士の地位の数	応答者の数	合計の%	非弁護士の地位の数	応答者の数	合計の%
0	—	—	0	4	29
1	1	7	1	1	7
2	—	—	2	1	7
3	—	—	3	4	29
4	—	—	4	—	—
5	1	7	5	—	—
6	5	36	6	1	7
7	1	7	7	—	—
8	2	14	8	1	7
9	1	7	9	1	7
10	2	14	10	—	—
11-20	1	7	11-20	1	7
合計	14	100a		14	100a
弁護士の地位の合計		104	非弁護士の地位の合計		51

a 欄は誤差をちょうどにするために合計に合わない。

平均37万3千ドルであり、全予算の99%以上は連邦資金により融資された。

平均的な公益法企業に似て、平均的センターは、その時間の62%を法的作業に、12%を立法的作業に捧げた。もっとも14のセンターの中のいかなるものも、その努力を排他的に法的作業に捧げず、ただ1センターのみが、その努力の90%ほどを法的作業に捧げている。公益法型の活動に捧げられた総資源の%の測定として、法的作業に捧げられた努力の%を用いると、14のセンターの公益法予算を計算しうる。

(7)表から、14のバックアップ・センターは単一の問題領域に集中する傾向が判明する。4センター(29%)は、排他的に一領域に集中し、7センター(50%)は、その努力の少なくとも70%を単一の領域に捧げている。またその意図せる受益者として、単一の標的グループを示しており、センターの半分は、そ

(3)表

1972—75財政年の総収入による法的サービス・バックアップ・センターの 配分 (千ドル)				
総 収 入	75財政年	74財政年	73財政年	72財政年
\$149および以下	—	—	—	—
150—199	—	1	1	1
200—249	4	3	3	4
250—299	—	1	1	1
300—399	6	4	4	5
400—499	2	4	4	2
500—599	1	—	—	—
600—699	—	—	—	—
700—799	1	1	1	1
企業の数	14	14	14	14
合計収入	\$5,223	\$4,975	\$4,954	\$4,786
平均収入	\$ 373	\$ 355	\$ 354	\$ 342

(4)表

1972—75財政年の法的サービス・バックアップ・センターの収入源(千ドル)								
収 入 源	1975		1974		1973		1972	
	合計	平均	合計	平均	合計	平均	合計	平均
財団補助金	\$2	a	\$20	\$1	—	—	\$20	\$1
メンバー会費	—	—	—	—	—	—	—	—
寄付金、贈与	20	1	—	—	—	—	—	—
連邦資金	5,190	371	4,955	354	4,941	353	4,748	339
州・地方資金	6	a	—	—	13	1	18	1
法廷裁定手数料	1	a	—	—	—	—	—	—
そ の 他	5	a	—	—	—	—	—	—
合 計b	\$5,223	\$373	\$4,975	\$355	\$4,954	\$354	\$4,786	\$342

a=正数だが、0.5以下

b欄は誤差をちょうどにするために合計に合わない。

(5)表

種々の活動に捧げられた努力の%による法的サービス・バックアップ・センターの配分 (14センター)						
活 動	努 力 の %					平 均
	0	1-39	40-69	70-99	100	
法的作業	—	2	6	6	—	62
立法的作業	—	14	—	—	—	12
その他の調査	2	12	—	—	—	18
内部管理	4	10	—	—	—	6
そ の 他	9	5	—	—	—	2

(6)表

1975財政年の総収入および公益法予算による法的サービス・バックアップ・センターの配分 (千ドル)		
総収入・公益法予算	総収入による配分	公益法予算による配分
\$49および以下	—	—
50-99	—	1
100-149	—	4
150-199	—	2
200-249	4	2
250-299	—	4
300-399	6	1
400-499	2	—
500-599	1	—
600-699	—	1
700-799	1	—
企 業 の 数	14	14
総 予 算	\$ 5,223	\$ 3,378
平 均 予 算	\$ 373	\$ 241

のあらゆる活動の受益者として、貧者一般を意図している。平均して、センターはその活動の65%を貧者に利益を与えることを意図し、公益法企業や混合企業におけるリストのトップであった一般人口は、ただ一つのセンターにより標的グループとして確認されたに過ぎない。かかる差異は、その活動を貧者に利益を与えるように計画された活動に理論上制限するところの Legal Services Corporation を支配する立法的命令によって説明されるのである。

(7)表

種々の領域に捧げられた努力の%による法的サービス・バックアップ・センターの配分、1975 (14センター)							
領 域	努 力 の %						
	0	1-39	40-69	70-99	100	平 均	
雇 用	7	5	—	—	2	19	
福 祉 利 益	7	5	1	1	—	18	
家 屋	6	7	—	—	1	15	
市 民 的 自 由	7	5	1	1	—	14	
保 健	6	7	—	1	—	12	
消 費 者 保 護	8	5	—	—	1	10	
教 育	8	6	—	—	—	6	
職 業 上 の 健 康 ・ 安 全	12	2	—	—	—	1	
投 票	13	1	—	—	—	1	
環 境 保 護	13	1	—	—	—	a	
媒 体 改 革	14	—	—	—	—	0	
そ の 他	12	2	—	—	—	2	

a=正数だが0.5%以下

(8)表

標的受益者グループに捧げられた努力の%による法的サービス・バックアップ・センターの配分、1975 (14センター)							
	努 力 の %						
	0	1-39	40-69	70-99	100	平 均	
貧 者 一 般	3	2	—	2	7	65	
高 齢 者	11	1	—	1	1	15	
子 供	12	—	—	—	2	14	
黒 人	13	—	1	—	—	4	
一 般 的 人 口	13	1	—	—	—	1	
婦 人	13	1	—	—	—	a	
精 神 障 害 者	14	—	—	—	—	0	
囚 人	14	—	—	—	—	0	
ス ペ イ ン 系 の 人 々	14	—	—	—	—	0	
土 着 ア メ リ カ 人	14	—	—	—	—	0	
そ の 他 の 人 種 的 少 数 派	14	—	—	—	—	0	
そ の 他	14	—	—	—	—	0	

a=正数だが0.5%以下

(5) 非公益法組織

公益法産業と非公益法産業とが一緒になって、公益産業と呼ばれうるものが形成され、後者の活動は、諸個人がその共通利益において行為するための組織を含む——出版やセミナーを通じての情報の蒐集・分析・普及・立法部や公的部門の機関へのロビー運動、公・私部門の意思決定者への情報の供給等。此等の活動は、公益法活動の完全ではないけれども、密接な代替であり、そして公益法産業の核心である自発的部門の公益法企業の大部分は、法的手段と同様に、かかる非法的手段をも利用するのである。逆に、主として非法的手段を利

(1)表

組織上のカテゴリーによる非利潤組織の数		1975
組織上のカテゴリー	組 織 の 数	
文 化	1,254	
健 康 ・ 医 療	1,137	
教 育	877	
公 務	821	
社 会 福 祉	773	
友愛、外国の利益、国籍、人種 (小計)	460	(5,322)
取 引、事 業、商 業	2,837	
科 学、工 学、技 術	871	
宗 教	736	
趣 味、道 楽 仕 事	681	
農 業	611	
運 動、競 技	449	
政府、公的管理、軍事、法律	443	
ギ リ シ ャ 文 字 協 会	326	
労 働 組 合、協 会、連 盟	234	
退 役 軍 人、世 襲、愛 国 所	213	
商 業 会 議 所 (小計)	112	(7,513)
合 計		12,835

出所=Encyclopedia of Associations, Vol. I, National Organizations of the U. S.
1976.

(2)表

カテゴリーによる非公益法組織の平均および総収入 1973 - 1974			
組織上のカテゴリー	組織の数	平均収入 (千ドル)	測定総収入 (百万ドル)
健康・医療(N=36) a	1,137	1,229	1,397
文化(N=30)	1,254	921	1,155
社会福祉(N=40)	773	507	392
教育(N=36)	877	337	296
公務(N=30)	821	341	280
友愛、外国の利益、国籍、人種 (N=37)	460	363	167
合計	5,322	612	3,257

a=Nはサンプルの大きさ，出所=前表および各カテゴリーにおける諸組織の中の一サンプルへの内国税収入局の税データに基づく計算

(3)表

非公益法組織の源泉別収入の% 1973 - 1974				
組織上の カテゴリー	販売・領収	総収入の%		合計
		料金・賦課	寄付贈与・補助金	
健康・医療 (N=36)	76	23	1	100
文化 (N=30)	b	99	b	100
社会福祉 (N=40)	27	73	b	100
教育 (N=36)	26	32	42	100
公務 (N=30)	8	92	b	100
友愛、外国の利益 国籍、人種 (N=37)	68	27	5	100
全組織の平均	41	54	5	100

b=正数だが，0.5%以下

出所=各カテゴリーにおける諸組織の中の一サンプルへの内国税収入局の税データに基づく計算

用する若干の組織も、法的手段を用いるのであり、また時には公益法企業の依頼人となるのである。従って公益法組織と非公益法組織との差異は、しばしば程度の問題であるともいわれうるが、一応、主としてどちらの手段を利用するかによって区別がなされるのである。

(1)表は、非利潤組織のカテゴリーのリストと数とを示しており、組織上のカテゴリーは2グループに分割され、文化、健康・医療、教育、公務、社会福祉および友愛一人種組織をもつグループは、その活動が平均して著しい外部的利益要因をもつ組織を包含するように思える。非公益法産業の一部である此のグループに5,322の組織があり、(2)表において、収入測定の際の組織として利用される。他方、第二のグループは、11の組織上のカテゴリーから成り、その活動は、専らあるいは大部分、そのメンバーに利益を与える組織を含むようである。この理由で非公益法産業の一部として包含されない。しかし、確認された12,921の自発的部門組織((1)表からの12,835と86の公益法企業)の58%を説明して、自発的部門の一部である。残余の42%の自発的部門組織が公益産業を組成し、5,322の非公益法組織と86の公益法組織を包含する。

(2)表は、非公益法組織を包含すると思われる6つのカテゴリーにおける組織のサンプルの平均収入と総収入を示しており、非公益法組織の総数の21%を含む健康・医療組織は、全組織の測定された総収入32億5,700万ドルの43%を説明している。

(3)表は、種々の源泉から受理された収入の%を示しており、健康・医療と友愛一人種組織とは、最も著しく財貨の販売にまた類似の収入源に頼っている。文化と公務の組織は、全く排他的に料金・賦課に頼っている。平均的な非公益法組織は、平均的な公益法企業の収入よりも約25%高い61万2千ドルの収入をもった。公益法・非公益法の両組織ともに、——利益の著しい部分が、メンバーではないところの、あるいは組織と提携してないところの個人に生じるような——活動に従事するけれども、彼等の活動に融資する収入源に関して、両組織間に尖い対照がある。平均的な非公益法組織は、料金・賦課や販売・領収から、その収入の95%を受理する。平均的な公益法企業は、メンバーの料金から

収入の20%を、法廷一裁定手数料から2%のみを受理するに過ぎない。寄付・贈与・補助金および政府資金は、平均的な公益法企業の収入の76%を、しかるに平均的な非公益法組織の収入の僅か5%をのみ説明しているのである。

む す び

次表は公益法産業における主要な生産者についての若干の概要的な統計を示している。1,000に近い弁護士や500以上の非弁護士専門家への地位をもつ合計166の組織があり、その総収入は、4,500万ドルをこえ、公益法や公益法類似活動への融資に捧げられる測定総収入は、2,900万ドルをこえている。

自発的部門の非公益法組織は、30倍以上もの多くの組織と、殆んど70倍もの総収入をもって、公益法産業を小さく見せている。

公益法および非公益法産業の合計					
カテゴリー	公益法 企 業	混 合 企 業	法的サービス・ バックアップ・ センター	公益法産 業の合計	非公益法 組 織
組 織 の 数	86	66	14	166	5,322
弁護士の地位の数	576	258	104	938	NA
非弁護士の地位の数	450	+	51	> 500	+
総 収 入	\$40mil	+	\$ 5 mil	>\$45mil	\$ 3 bil
公益法予算	\$25mil	+	\$ 4 mil	>\$29mil	NA

NAは適用できないことを示している。

+は正数だが、データから計算しえない。

>は最小の数字を示している。